

学習活動における生成AI利活用ガイドライン

鹿児島県立錦江湾高等学校

1 目的

本ガイドラインは、文部科学省の「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver. 2.0）」（R6.12）に基づき、本校における生成AIの適切な利活用方針及び遵守事項を定めるものである。生徒が生成AIのメリットとリスクを正しく理解し、主体的に生成AIを活用する情報活用能力（AIリテラシー）を育成することを目的とする。教科等の学習目標達成を阻害しない範囲で活用するものとし、生成AIの出力結果を無批判に信じず、過度に依存しない態度を養う。

2 利用環境及び利用可能なサービス

学校内の活動では、県教育委員会または学校長が利用を許可した生成AIのみ利用可能とする。各サービスの利用規約（年齢制限等）を遵守すること。また、原則としてフィルタリング等のセキュリティ対策が講じられた学校管理下の教育用アカウントを使用し、個人の私的アカウントは使用しないこと。

3 学習活動における利用ルール

(1) 利用の原則

担当教員の事前指導があり、かつ学校長が許可した学習場面においてのみ行い、許可がない場面（テスト、単元評価、特定の課題等）での利用は認めない。

(2) 活用の方向性

正解を得るためではなく、思考を深めるために活用する。

【活用例】

アイデア出し：議論のたたき台作成、多角的な視点の提示を受ける。

推敲・添削：自分が作成した文章の誤字脱字チェック、よりよい表現の提案を受ける。

学習補助：プログラミングのデバッグ補助、英会話の練習相手として利用する。

(3) 禁止事項

安全確保及び学習倫理の観点から、以下の行為を禁止する。

① 情報セキュリティ及びプライバシーの侵害（入力における禁止）

生成AIへのプロンプト（指示・質問）入力において、以下の情報を含めること。

- ・氏名、住所、電話番号、顔写真等の個人情報及び未公開の学校行事やパスワード等の機密情報
- ・他人を誹謗中傷する内容や、暴力的な表現を含む内容

② 著作権等の権利侵害（肖像権も含む）

- ・特定のクリエイターや作家の画風・文体を模倣させる意図的な生成指示を行うこと。
- ・他者の著作物や他者の容姿や声を許可なく生成AIに入力し、複製・改変・模倣すること。

③ 学習における不正行為（出力利用における禁止）

- ・生成された回答を、自身の成果物や創作物として提出・コンクール等に応募すること。

(4) 義務事項

生成AIを利用して成果物を作成する場合は、以下の事項を遵守すること。

- ① 出典の明記：生成AIを利用した事実、使用したサービス名、入力したプロンプト等を明記し、透明性を確保すること。
- ② 事実確認（ファクトチェック）：生成AIの回答には虚偽（ハルシネーション）や偏見（バイアス）が含まれる可能性があることを理解し、必ず教科書や信頼できる情報源で裏付けを取ること。

（附則） 本ガイドラインは、令和8年1月1日より施行する。また、技術の進展や国の指針変更に伴い、適宜見直しを行うものとする。